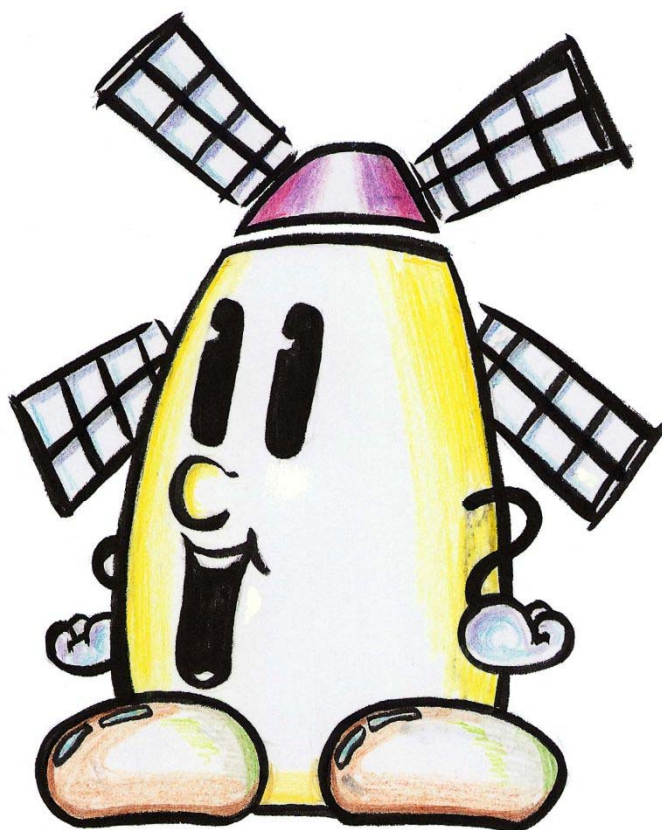


第5次松伏町行政改革大綱

(平成24年度～平成28年度)



マップー

平成24年8月

松伏町

【目 次】

1	これまでの松伏町における行財政改革の取組	・・・・・・・・ P 1
2	第5次松伏町行政改革大綱の策定	
	(1) 目的	・・・・・・・・ P 1
	(2) 基本方針	・・・・・・・・ P 2
	(3) 計画期間	・・・・・・・・ P 3
3	第5次松伏町行政改革大綱・実施計画	
	(1) 第5次松伏町行政改革大綱	・・・・・・・・ P 4
	(2) 第5次松伏町行政改革大綱・実施計画	・・・・・・・・ P 5

1 これまでの松伏町における行財政改革の取組

松伏町では、第一次松伏町行政改革大綱（昭和63年度～平成8年度）、第二次松伏町行政改革大綱（平成9年度～平成13年度）、第三次松伏町行政改革大綱（平成14年度～平成18年度）を策定し、それぞれの社会経済環境の変化に即応しながら、各行政改革大綱を実施してきた。その間、平成16年度に、国の三位一体改革の影響による地方交付税の減少等により、町の財政の立て直しが急務となったため、緊急行財政健全化対策を講じました。

また、平成17年度には、総務省から通知された「地方公共団体における行財政のための新たな指針」に基づく「集中改革プラン」を策定しました。

このような取組と併せて、平成18年度には、景気の低迷による町税の伸び悩みや地方交付税等の更なる減少も見込まれることから、「松伏町行財政対策推進本部」を設置し、行財政健全化に向けて検討を行い、松伏町行財政対策検討結果報告書を取りまとめました。

これまでの行財政改革を基に、平成19年度には、平成19年度から平成24年度までの6年間の計画期間とする「第4次松伏町行政改革大綱」を策定し、住民サービスの更なる向上と行政運営の効率化を目指し取り組んでいます。

2 第5次松伏町行政改革大綱の策定

(1) 目的

現在の社会経済情勢は、景気と雇用対策において回復傾向にあるものの依然として厳しい状況にあり、団塊の世代の退職や生産人口の減少等に伴う税収の伸び悩みにより、町の財政事情も非常に厳しい状況にあります。一方で、少子高齢化や著しい情報化の進展、地球温暖化などの環境問題等、地方自治体を取り巻く状況が大きく変化しており、住民ニーズの多様化に応じた新たな行政サービスへの需要が高まってきています。今後もよりよい住民サービスを確保するためには、安定した財政運営を図り、今後も更なる歳入の確保、歳出の削減について進めていき、限られた予算の中で、最少の経費で最大の効果を上げるため、住民にとって何が必要なのかを見極め、「選択と集中」、「創意と工夫」を主眼においた施策の展開が望まれています。

第4次松伏町行政改革大綱の計画期間は、平成19年度から平成24年度までとなっていますが、以上の状況を踏まえ、更なる行政改革を積極的・計画的に進めていくための基本方針として、新たに第5次行政改革大綱を策定することとします。

年 度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
第5次松伏町行政改革大綱											➡
第4次松伏町行政改革大綱						←					
第三次松伏町行政改革大綱	←										
松伏町緊急行財政健全化対策											
集中改革プラン											
松伏町行財政対策検討結果											

※ 第4次松伏町総合振興計画策定にあたり、第三次の漢数字から第4次は算用数字を使用した経緯があります。行政改革大綱についても総合振興計画と整合性を図るため、第4次と標記します。

(2) 基本方針

限られた行政資源である「人材・財源・情報」のバランスと最適化を常に考慮した配分を念頭に置き、必要な分野には行政資源を重点的に配分するなど効率的かつ柔軟に対応し、松伏町に見合った行政改革を遂行するとともに、より健全な財務体質を目指して町を運営するために、次の視点に立ち、新たな行政改革に取り組むこととします。

ア 経営の視点に基づく行財政運営

よりよい住民サービスをより効果的に提供するため、最少の経費で最大の効果が得られるよう、町も一企業として顧客満足を目指す経営努力が必要となってきています。

また、コスト意識を持ち、行政資源である「人材・財源・情報」のバランスと最適化を考慮し、これらを最大限に生かすことが求められています。

住民の負託に応え、事務事業の合理化等を進め、常に必要なものを選択し、簡素で効率の良い行政運営を担い、住民の暮らし満足度を高め、町を運営していきます。

イ 暮らし満足度の高い行政サービスの推進

住民ニーズの多様化、社会情勢の変化等により幅広い行政サービスの提供が求められています。これら諸課題に対応するためには効率的な行政運営に努めなければなりません。併せて、徹底した事務のスクラップ・アンド・ビルドを進める必要があります。

さらに、これまでの行政改革では、削減や縮小といった取組が中心でしたが、第5次行政改革大綱では「誰が何を必要としているか」、「何を望んでいるのか」を的確に把握し、「選択と集中」、「量から質への転換」を図ることで、限られた行政資源を効率よく配分し、暮らし満足度の高い行政サービスを目指していかなければなりません。

なお、暮らし満足度とは、心で感じるソフト面での満足度を重視するものであり、心の満足度を享受できるような質の高いサービスを提供するためには、協働によるまちづくりの推進が必要となります。

ウ **協働によるまちづくりの推進**

これからの行政経営においては、地域の課題を効果的、効率的に解決することが求められています。そのためには、行政としての責任を明確にするとともに、住民、企業等が地域社会における役割を認識し、行政とコラボレーションすることで行政サービスの担い手となり、住民と行政の強力なパートナーシップの下で進めていくことが重要となります。

さらに、行政と住民、企業等それぞれが役割を果たすべく努力を続けるとともに、一体となって行政サービスの向上に努めていきます。

エ **実効性の高い取組項目の検討**

以上、アからウまでに掲げる基本方針を遂行するために、第5次行政改革大綱では、実効性の高い取組項目を実施計画に掲げ、かつ、すべての取組項目において、計画期間終了時に進捗率70%以上を目指すものとします。

(3) 計画期間

第4次松伏町総合振興計画後期基本計画が平成25年度までですが、当該計画を遂行するとともに、さらなる町の発展に寄与するため、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

第5次松伏町行政改革大綱

大綱1

協働によるまちづくりの推進

- ① 町民と行政とのパートナーシップの拡大

暮らし満足度一番のまち！

大綱2



大綱3

暮らし満足度の高い行政サービスの推進

- ① 効率的な行政運営
- ② 町民の立場で行動する職員の育成

経営の視点に基づく行財政運営

- ① 給与水準の適正化
- ② 経費削減の徹底
- ③ 法に基づく滞納処分等の実行
- ④ 創意工夫による自主財源の確保及び受益者負担の適正化

(2) 第5次松伏町行政改革大綱・実施計画

大綱1 協働によるまちづくりの推進

目標1 町民と行政とのパートナーシップの拡大 (8項目)

ツイッターやメール配信サービスなどにより情報伝達手段の充実を図るとともに、自主防災組織の拡大や高齢者見守りネットワークを構築し、高齢者等の安否確認を実施します。

また、町制施行30周年を記念して誕生した町のイメージキャラクター「マップー」を活用し、町のPRを実施するとともに、各種イベント等への町民の参加を促します。

取組項目

- 1 公聴制度の充実
- 2 情報伝達手段の充実
- 3 地域防災力の向上
- 4 高齢者見守りネットワークの構築
- 5 マップーを活用した町PRの推進
- 6 出前講座の充実
- 7 NPO・ボランティアとの協働の促進
- 8 補助金等の適切な活用

大綱2 暮らし満足度の高い行政サービスの推進

目標1 効率的な行政運営（3項目）

長期的な視点に立って当町にとっての適正な職員数を検討するとともに、社会情勢や住民ニーズに合わせた効率的な組織を常に検討し、また、再任用職員等を活用して住民サービスの維持・向上に努めます。

取組項目

- 9 定員管理の適正化
- 10 効率的な組織の編成
- 11 再任用職員等の活用

目標2 町民の立場で行動する職員の育成（3項目）

松伏町人材育成基本方針や町民パートナーやインターンシップを活用することで、町民の立場で行動し、幅広い知識・技術を持ち、自ら考える松伏町職員を育成するとともに、町民が利用したくなるような役場を目指します。また、人事評価を給与に反映させ、職員の士気や組織の公務能率等の向上を図ります。

取組項目

- 12 研修制度の充実
- 13 人事評価の給与への反映
- 14 町民パートナー及びインターンシップの活用

大綱3 経営の視点に基づく行財政運営

目標1 給与水準の適正化（5項目）

少子高齢化や人口減少化時代、急激な財政事情の変化に対応するため、三役報酬及び職員給与水準の適正化を図るとともに、諸手当や定期昇給を見直します。

また、スライド勤務制度を導入し、時間外勤務の縮減、職員の健康保持を図ります。

取組項目

- 15 非常勤特別職の定数及び報酬の適正化
- 16 スライド勤務制度の導入
- 17 三役報酬の適正化
- 18 職員給料水準の適正化
- 19 諸手当及び定期昇給の見直し

目標2 経費削減の徹底（7項目）

コスト意識を徹底し、事務事業の総点検を実施することで、経費の削減を図るとともに、既存施設等の方向性や指定管理者制度を見直し、行政サービスの共同化を検討して、住民サービスの維持・向上を図ります。

取組項目

- 20 借用地の見直し
- 21 コストの意識付け（経費の見える化）
- 22 こども医療費の審査支払機関への委託
- 23 既存施設等の方向性を見直し
- 24 事務事業の総点検
- 25 指定管理者制度の見直し
- 26 行政サービスの共同化の検討

目標3 法に基づく滞納処分等の実行（4項目）

町県民税の給与天引を推進し、納税者の支払負担を軽減するとともに、差押えの徹底と物件の公売、未納者への法的手段を講じることや行政サービスの制限を実施することで、徴収率の向上や公平性の確保を図ります。

取組項目

- 27 町県民税の特別徴収（給与天引）の推進
- 28 差押えの徹底と物件の公売の実施
- 29 未納者への法的手段の実施
- 30 行政サービスの制限

目標4 創意工夫による自主財源の確保及び受益者負担の適正化（10項目）

経営の視点に立ち、広告収入の拡大や自動販売機売上収入等の確保、新規企業誘致を推進することで、自主財源の確保に努めます。

また、受益者負担の適正化を検討することで、受益者の公平性や社会資本の整備等を図ります。

取組項目

- 31 広告収入の拡大
- 32 自動販売機売上収入等の確保
- 33 新規企業誘致の推進
- 34 未利用地の公売、役場庁舎内の有効活用
- 35 ごみの有料化の拡大
- 36 公共施設使用料の見直し
- 37 下水道使用料改定の検討
- 38 都市計画税の導入の検討
- 39 法人税不均一課税の検討
- 40 国民健康保険税の見直し

※ 第5次松伏町行政改革大綱・実施計画の詳細につきましては、別紙をご参照ください。